「歩道橋」のネーミングライツ事業　募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、「歩道橋」について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1　ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

歩道橋

(2)所在地

別紙1のとおり

(3)施設概要

別紙1のとおり

2　募集の概要

(1)応募資格

ア　応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ　グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人又は団体(以下「法人等」という。)が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人等を定めること

(ウ)単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ　応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

(2)応募条件

県が希望する契約金額(年額・税抜)＊1	県が希望する契約期間	応募可能な契約期間＊2	愛称使用開始時期(予定)
200千円以上	5年	3年以上5年以下	7(1)の各回締切後、選定を経て決定した優先交渉権者と県の協議により決定します。

＊1　命名権料は、本県が希望する契約希望額以上とします。また、命名権料を指定様式に記載する際には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費

税及び地方消費税が必要となります。

なお、年割の対象期間は県の会計年度である4月1日から翌年3月31日までとします。また、年度途中で愛称を使用する場合は、提案金額を月割(千円未満切捨て)で計算します。1月未満の端数は、日割計算は行わず1月として計算します。

例:期間令和7年 11 月 10日から令和11年 3 月 31 日、年額 400千円で契約した場合の契約額は 1,365 千円となります。

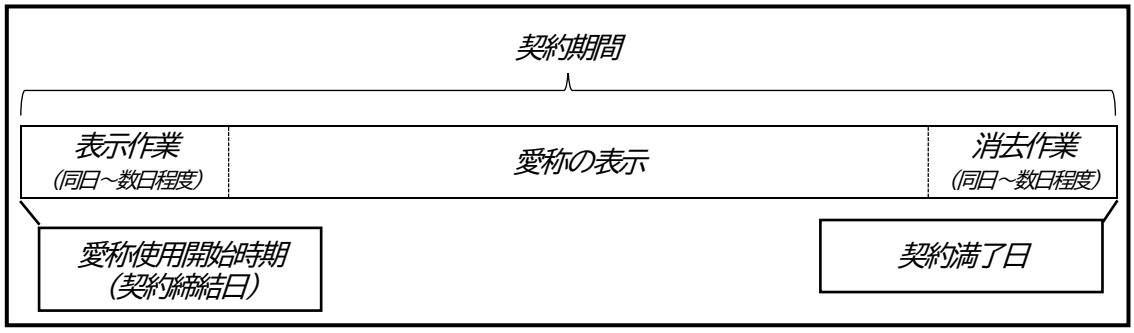
・ 令和7年度 165 千円(5か月)、令和8年度 400千円(12か月)、令和9年度 400千円(12か月)、令和10年度 400 千円(12 か月)の合計

＊2 応募可能な契約期間内であれば、県が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、県が希望する契約期間よりも長期間での応募はできませんが、契約期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。契約がされることを保証するものではありません。

また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年度末日までとなります。

＊3 契約時に契約保証金が必要となる場合があります。

＊4 契約期間には、愛称の表示及び消去に係る期間が含まれます。



＊5 同一の法人等が複数施設に応募可能です。その場合、埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)を応募施設分添付してください。

3 愛称についての条件等

別紙 3「愛称についての条件等」のとおり

4　愛称の表示箇所等

(1)施設の愛称表示について

ア　愛称表示の位置は歩道橋の桁面とし、一面あたり5㎡以内とします。

イ　両面に表示する場合は、それぞれ5㎡以内です。

ウ　歩道橋の構造・形状や信号機・規制標識の設置位置等により、表示可能な位置が限られる場合があります。

エ　既設の信号機・規制標識等から 50cm以上間隔を空けてください。なお、愛称の表示に伴う信号機・規制標識等の移動はできません。

オ　市町村の屋外広告物条例の規定により、別途「埼玉県歩道橋ネーミングライツ事業」と表示が必要な場合があります。詳細は事業者選定後に調整します。

(2)愛称普及に向けた県の取組について

ア　命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ　県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5　愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

(1)命名権者が負担

愛称表示及び契約終了時の消去は、命名権者が道路法第24条の承認及び道路交通法第77条の許可を受けて、実施することとします。これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。なお、契約期間中に愛称が適切に表示されなくなった場合も、命名権者が費用を負担し、名称の表示の復旧を行うこととします。

(2)埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6　命名権料の活用使途

道路施設の維持・修繕等に活用します。

7 応募手続

(1)命名権者の募集期間

令和８年12月28日(月曜日)までに応募があったものを次回(令和９年１月以降)選定します。

＊上記募集締切後に命名権者の決まらなかった歩道橋は随時募集とし、次回の締切(令和９年７月末予定)後に命名権者を選定します。

(2)申込方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送(簡易書留又はレターパックプラス)とします。

なお、電子メールによる提出時に、別途、持参又は郵送する旨をメール本文に記載してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る提出書類を提出してください。

ア 提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式3)

※ 様式3において、法人等の登記事項証明書について、法人ベース・レジストリを用いて確認することに同意しない場合は、登記事項証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)又はこれに準ずる書類を持参又は郵送にて提出してください。)

※ 埼玉県内に事業所(本社、支社、支店等)がある法人等については、様式3(法人番号申出書兼同意書)を提出いただき、納税状況等確認システム(埼玉県が業務において使用する、埼玉県税の納税義務者の納税状況等を確認できるシステムをいう。)の利用に同意いただくことで、⑪の埼玉県が発行する法人県民税及び法人事業税の納税証明書の提出を原則省略することができます。ただし、納税状況等確認システムによって納税状況等が確認できない場合は、納税証明書を提出してください。

※ 上記の場合も、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出は省略できませんので、御注意ください。

④命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式4)

⑤誓約書(様式5)
⑥地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式6)
⑦役員名簿(様式7)
⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの
⑨会社概要及び直近の会計年度の事業計画書
⑩直近3か年の決算報告書
⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書
⑫商標登録が確認できる書類(ロゴを表示する場合)
※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。
※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

イ 提出・連絡先
〒330−9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎2階
道路環境課 管理担当
TEL:048−830−5101
電子メール: a5090-05@pref.saitama.lg.jp
※ 持参の場合の受付時間 8:30～12:00及び13:00～17:15(土日祝日を除く)
※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

ウ 質問事項の受付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
(ア)受付期間
随時
(イ)受付方法
募集要項の内容等に関する質問書(様式8)に記入の上、次に掲げる件名により電子メールで提出してください。
件名:「歩道橋」のネーミングライツに関する質問(質問者名)
電子メール宛先:a5090-05@pref.saitama.lg.jp
(ウ)回答方法
質問及び回答は、埼玉県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。)。

URL:https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kense/tetsuzuki/nyusatsu/buppin/index.html

8 選定方法

(1) 選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、愛称表示期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

(審査項目及び配点)

審査項目	審査内容	配点
命名権料	応募金額の妥当性(相対評価)	40
愛称の妥当性	県民にとっての親しみやすさ、分かりやすさ 県有資産等の設置目的やイメージとの整合性等	20
社会・地域貢献等	社会・地域貢献等の理念、活動実績、今後の計画、施設を利用した企業の取組提案、施設関連事業との親和性 等	15
契約期間	契約期間の妥当性(相対評価)	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性	10
地域性	県内の事務所・事業所等の有無	5
合計点		100

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定しています(命名権者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結します)。締結には、県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、命名権者は利用に係る費用負担が生じないものとします。なお、命名権者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要があります。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、広告代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者の名称、命名権料、応募申請団体数、選定委員の職・氏名、審査項目ごとの得点を、埼玉県のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定

結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

〔令和7年1月20日 県土整備部長決裁〕

附 則

この要項は、令和7年３月７日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月16日から施行する。

1. ４ 愛称の表示箇所等 (1)施設の愛称表示について 「オ」追加

附 則

この要項は、令和8年6月18日から施行する。

1. 7応募手続 (2)申込方法等 ア提出資料
③法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式3)追加及びこれに伴う様式番号等修正
2. 8選定方法 (1)審査項目及び配点一覧追加
3. 8選定方法 (3)立会人型電子契約サービスを利用した電子契約に係る記載追加
4. 8選定方法 (4)公表項目の追加